平成２６年（フ）第１７２４号
大阪市天王寺区大道２丁目13番20号　ノアーズアーク四天王寺401号
債務者　サムシングデザインこと　中村　善晴
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川﨑　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７２５号
大阪市天王寺区大道２丁目13番20号　ノアーズアーク四天王寺401号
債務者　中村　聖子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川﨑　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２５６号
大阪府池田市槻木町１番８号　タムラビル401号室
債務者　山荘　尚栄
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角野　佑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２７１号
大阪府高槻市北大樋町15番１―809号
債務者　牧　　誠治
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　元氏　成保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３７号
神戸市須磨区妙法寺字竹向イ１番地の12
債務者　小林　成好
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１５１号
神戸市中央区港島中町６丁目14番地　ポートピアプラザＣ棟1104号新田方、申立時の住所神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地64棟1106号
債務者　Ｋ＆Ｍｉｃｈｅｌ’ｓ　ＡＤＤＩＣＴこと９ｅｌｅｍｅｎｔｓこと　小山　桂子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２８３号
大阪府豊中市曽根東町１丁目11番46―422号
債務者　田中　由喜
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３２５号
大阪市東淀川区大桐５丁目14番19号　大道マンション211号
債務者　牧瀬　千春
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３５９号
大阪府東大阪市寿町２丁目11番18号、前住所大阪府東大阪市衣摺３丁目10番14号
債務者　梅本　景地
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４３２号
大阪府豊中市東豊中町６丁目24番１―106号
債務者　惠木　直美
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４３６号
大阪府豊中市新千里南町１丁目１番55―312号
債務者　真下　俊江
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８８号
函館市中道１丁目12番12―205号
債務者　工藤　順一
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１４３号
函館市弁天町18番５号
債務者　渡部　澄子
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５５号
岡山県倉敷市中島1201番地１　セトル中島Ｃ棟
債務者　末守　克之
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
岡山県倉敷市安江155番地１　ソレイユ・ルヴァン302
債務者　小林　雅博
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
沖縄県那覇市首里儀保町３丁目６番地１　儀保テラス301
債務者　下地　健一
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３４１号
埼玉県久喜市松永273番地１　158街区17
債務者　原口　敏博
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係